

授業コード	JP45030010	開講年度・学期	2020年度後期
科目授業名	国際経済法		
英語科目授業名	International Economic Law		
科目ナンバー	JAAPP8911	必修・選択	選択必修
単位数	2単位	授業形態	講義
担当教員氏名 (代表含む)	平 覚		
科目の主題	<p>2019年は、国際経済法にとって激動の年であった。まず第1に、WTO（世界貿易機関）の紛争解決機関で、いわば国際貿易法の最高裁判所である上級委員会(Appellate Body)が12月11日以降機能停止に陥った。裁判官である上級委員の任期（4年二期まで）切れに伴い新任委員が任命されなければならないが、米国が新任委員の任命に同意せず、審理のために最低3名の委員が必要であるにもかかわらず、ついに12月11日以降委員が1名（定員は7名）になってしまったからである。米国がそのような行動をとっているのは、上級委員会が「オーバーリーチ」すなわち、権限を超越しているという理由である。上級委員会は、国家間で合意された条約を解釈すべきであるのに、条文を飛び越えて司法立法をしているというものであるが、本当にその批判は妥当なのか。最高裁である上級委員会が機能しないということは、今後下される第1審であるパネルの判決を上訴してしまえば、上訴手続が停止しているために第1審判決が宙に浮くことになり、結局は、協定違反行為が終局的に確定しないという事態になる。法としての国際経済法の実効性が大幅に制約されることになるのである。第2は、とくに日本に関係し、東日本大震災に伴う福島第一原発の事故に伴う放射能汚染を理由に韓国が日本の水産物等を輸入制限していたが、日本はこれをWTO協定違反であるとしてWTOへ訴えていた。2018年にWTOのパネルは、日本勝訴の判決を下していたが、2019年4月、まだ機能していた上級委員会が上訴審として日本逆転敗訴の判決を下してしまった。さらに、7月には、日本経済産業省が安全保障上の理由から韓国向け半導体素材の輸出管理を強化すると、韓国は日本を相手にWTOの紛争解決手続に訴えた（後に取り下げた）。日本関連のこれらの事件は、マスコミでも大きく取り上げられ、にわかにお昼のワイドショーがWTOの紛争解決手続について解説するほどWTOや国際経済法への世論の関心が高まった。しかし、日本が何故負けたのか、安全保障を理由とする貿易制限はWTOの自由貿易原則に違反しないのか、などなど、これらの問題に答えを見つけることができる日本人はまだまだ少ないのではないだろうか。この授業では、国際貿易を規律する基本的法的枠組としてのWTO法（世界貿易機関の下での諸協定とその派生法の体系）を扱い、WTOの下での自由貿易体制とそれが抱える上記のような今日的な問題を理解し、かつ解決するための法的リテラシーを身につけることを目指す。</p>		
授業の到達目標	単に法制度の説明にとどまらず、そのような法制度がなぜ必要なのか、制度の存在理由について理解を深める。具体的なWTO紛争事例（日本語）の検討を通じて国際経済法の内容と役割を実践的に理解する。		
授業内容・ 授業計画①	<p>おおよそ以下の順序で検討する。</p> <p>第1回 国際経済社会における法の役割 第2回 WTO法の法構造 第3回 WTOの紛争処理手続 第4回 無差別原則(その1) 第5回 無差別原則(その2) 第6回 無差別原則(その3) 第7回 市場アクセス原則(関税) 第8回 市場アクセス原則(数量制限) 第9回 貿易救済制度としてのセーフガード 第10回 貿易救済制度としてのアンチダンピング 第11回 貿易救済制度としての補助金相殺関税 第12回 地域経済統合 (FTA、EPA、関税同盟) 第13回 衛生植物検疫措置 (SPS) 協定 第14回 貿易の技術的障害 (TBT) 協定 第15回 貿易価値と非貿易価値の衝突</p> <p>なお、時間の許す限り、各回のテーマに合わせて具体的なWTO判例を検討する。受講者に報告をしてもらうこともある。</p>		

事前・事後学習の内容	事前学習は、毎回の授業に合わせて教科書の指定箇所及びその他の配布資料を読んでくること。予習では、自分では理解が困難と思われる箇所を確認し、または問題意識や疑問点を明確にし、授業で解明できるように努めてほしい。事後学習は、講義レジュメを見直し、自分なりの理解を確認すること。また、予習の際の疑問点が解明したか、あるいは納得したかを確認すること。
評価方法	絶対評価 定期試験70%、平常点（十分な準備をして授業に臨んでいるか10%、授業で積極的に質疑応答して授業に貢献したか10%、課題を適切にこなしているか10%）30%
受講生へのコメント	最初に述べたように国際経済法は日本の市民生活にも大きく関わっている。WTOの紛争解決手続で訴訟代理人を務めることができるような国際経済法リテラシーを備えた法曹実務家は日本でもまだ少ない。新しい分野を切り開くフロンティア精神でそういった実務家を目指してください。
教材	教科書 中川・清水・平・間宮『国際経済法 第3版』有斐閣 参考書 浅田『国際法 第4版』東信堂 柳『講義 国際経済法』東信堂